

定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成 29 年 8 月

邑南町監査委員

邑 監 第 6 号

平成 29 年 8 月 8 日

邑南町長 石 橋 良 治 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施しました
ので同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

邑 監 第 6 号

平成 29 年 8 月 8 日

邑南町教育長 土 居 達 也 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施しました
ので同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

邑 監 第 6 号

平成 2 9 年 8 月 8 日

邑南町議会議長 山 中 康 樹 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施しました
ので同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

2 監査期間

平成29年6月28日（水）、6月29日（木）、6月30日（金）の3日間

3 監査項目（本庁及び各支所全課を対象）

- (1) 工事請負契約及び執行状況（平成28年11月1日から平成29年5月31日）
工事契約・・・100万円以上の工事
- (2) 指定管理者制度による施設の管理状況（現在協定を締結しているもの）
- (3) 小・中学校図書室への司書配置後の状況
- (4) 現地調査
木質バイオマスチップ製造施設（木質系破砕機ほか）
学校図書室（瑞穂小学校、石見中学校）

4 監査の方法

本庁監査室、瑞穂支所及び元気館会議室等において、関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお、指摘事項等に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第12項の規定による措置状況の通知については、次期定期監査までに行って下さい。

(1) 工事請負契約（100万円以上）及び執行状況

ア 監査結果

・平成28年11月1日から平成29年5月31日までに契約された100万円以上の工事について、契約書及び関係書類の提出を求め、契約の妥当性、事務事業の執行状況について抽出し精査した。

期間中の 契約件数	H28年 度工事件数	H29年 度工事件数	抽出件数	抽出分に対する		
				随意契約 件数	指名競争 入札件数	予定価格に対す る落札価格率
62	47	15	18	8	10	96.2%

・平成28年度の上期分(4月～10月)の工事請負契約件数が80件あったので、平成28年度は合計127件の工事が発注されており、上期、下期で概ね平準化されていた。

・平成28年8、9月の大雨による農地と河川の災害復旧工事が13件あったが3月末までに完了している。

・平成28年度工事のうち、翌年度への繰越工事が7件あったが、いずれもやむを得ない理由であった。

イ 指摘事項

・特になし

ウ 指示事項

・特になし

(2) 指定管理者制度による施設の管理状況

ア 監査結果

・町が管理する公共施設のうち、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を定めて管理する施設を対象とし、協定書及び関係書類の提出を求め、事務手続き等について抽出し精査した。

協定書の件数	施設数	指定管理年数		指定管理料が 無料の施設数	備 考
		5年	10年		
86	97	26	71	77	

※施設数には自治会館35か所含む

・一部を除いて概ね法律に基づいた事務執行が行われているが、指定管理者の

選定方法について、制度発足時は一般に公募して数団体の応募者があったが、現在はほとんど管理者が限定されている。

- ・特定の団体のみが利用すると思われる施設があり、その者が指定管理者となっているものがある。

イ 指摘事項

- ・ 邑南町共同処理加工場は「亀谷自治会」と協定書が締結されているが、事業報告書は自治会の中の一組織である「グルメ工房みずほ」の名称で提出されている。(農林振興課)

- ・ 邑南町集会所条例に基づいて指定管理されている5か所の集会所の事業報告書について、条例では提出日が施行規則に委ねられているものの規則の存在がなく、また、協定書でも規定されていないため報告書が提出されていない。(生涯学習課)

- ・ 邑南町公民館条例に基づいて指定管理されている分館のうち、自治会館として利用されていない施設の事業報告書について、施行規則や協定書に提出日が規定されてなく、提出もされていない。(生涯学習課)

ウ 指示事項

- ・ 特になし

(3) 学校図書室への司書配置後の状況

ア 監査結果

- ・ 町内の小学校8校と中学校3校には、平成21年度にそれぞれ1名の司書が配置されたので、その効果について検証を行った。

- ・ 指標の一つとして、児童・生徒への貸出冊数を配置年度と平成28年度と比較すると次表のとおりであった。

		H21年度	H28年度	比較	備考
小学校	貸出延冊数	17,074	41,689	2.44倍	
	1人当貸出冊数	33.3	86.5	2.60倍	
中学校	貸出延冊数	2,432	12,105	5.00倍	
	1人当貸出冊数	8.7	51.7	5.94倍	
合計	貸出延冊数	19,506	53,794	2.76倍	
	1人当貸出冊数	24.7	75.1	3.04倍	

- ・ このような数値的效果や児童・生徒が司書のいる図書室をサロンの的に活用す

るなどして活力醸成に役立っている。また、教諭の授業教材選択のアドバイスとしての支援等大きな効果が表れている。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・特になし

(4) 現地調査

ア 木質バイオマスチップ製造施設

(指定管理者：島根県森林組合連合会)

邑南町下田所・・・木材置場

邑南町中野・・・木質系破砕機等

イ 瑞穂小学校、石見中学校の図書室

(5) 公表

- ・指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。
- ・指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。
- ・なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

意見

第1 定期監査の意見

(1) 邑南町公共施設の管理について

・町の公共施設については、直営方式や指定管理方式で管理が行われている。現在公共施設の在り方が検討されているが、なかでも、特定の少人数の者が利用するため指定管理料は無料で指定管理者になっているもの、また、特定の団体のみが利用すると思われる施設でその者が指定管理者となっているものがあり、今後の施設の在り方が課題である。

これについては、譲渡することなどを検討されたい。